

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	ホール等の使用の許可	
根拠条例等・条項	堺市立みはら歴史博物館条例第6条	
所 管 課	文化観光局 歴史遺産活用部 博物館 学芸課	
審 査 基 準	<p>堺市立みはら歴史博物館条例第6条に基づき審査する。</p> <p>[堺市立みはら歴史博物館条例第6条（ホール等の使用の許可）] ホール及び控室（以下「ホール等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>2 控室は、ホールの使用を許可する場合に限り、その使用を許可するものとする。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当するときは、ホール等の使用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、ホール等の管理上支障があり、委員会が不適当であると認めるとき。 <p>4 委員会は、ホール等の使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付けることができる。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時（または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。）
	標準処理期間を設定できない理由	